

○東京農業大学学術貢献取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。))における学術貢献の取扱いについて必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術貢献 本学が、学外からの委託を受け、本学の職員が、その教育研究及び学術上の専門知識に基づき、当該委託者の持つ技術等に対する指導、評価、助言、試作等の技術指導等を行うことをいう。
- (2) 学術貢献費 学術的な知識、ノウハウ等の提供の対価であり、学術貢献を行ううえで、直接的にかかる消耗品費、旅費、研究に係わる人件費、謝金及び設備費等の経費をいう。
- (3) 間接経費 学術貢献の実施に伴い必要となる、事務の運営にかかる経費をいう。ただし、学校法人東京農業大学受託試験研究取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定めた維持管理費は適用しない。
- (4) 委託者 学術貢献を委託する者であり、これに要する学術貢献費を負担する者をいう。ただし、共同研究や受託研究など別に定めのある委託を除く。
- (5) 競争的研究費等 省庁等の公募等により競争的に獲得される資金のうち、研究に係る経費をいう。

(学術貢献を行う者等)

第3条 学術貢献を行う者(以下「学術貢献者」という。)は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条に定める職員のうち、東京農業大学に所属する専任教務職員、任期制教務職員及び嘱託教務職員とする。

2 学術貢献者は、学術貢献を行うにあたり、就業規則その他の学校法人東京農業大学諸規則諸規程が定める本来の教育研究業務の支障となることを行ってはならない。

(申請手続)

第4条 委託者は、総合研究所長(以下「所長」という。)に学術貢献申込書(様式1)により申請しなければならない。

(契約手続)

第5条 所長は、学術貢献の受入れが教育研究上において有意義であり、かつ、第3条第2項に抵触するおそれがないと判断した場合、申請を受け付ける。

2 学術貢献は、前項の申請に基づき、委託者との間に学術貢献契約(以下「契約」という。)を締結し、所長及び学長の承認を経て、理事長が実施を許可する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができない。

- (1) 委託者が一方的に中止することができることになっているもの
- (2) 本学所有の知的財産権を無償で使用することを許可しているもの
- (3) 学術貢献費により取得した設備等を返還することになっているもの
- (4) やむを得ない事由により学術貢献を中止した場合において、既に使用した経費を返還することになっているもの

(5) やむを得ない事由により学術貢献を中止し、又はその期間を延長する場合において、生じた損害を委託者に賠償することになっているもの

- 4 前各号にかかわらず、競争的研究費等においてやむを得ない事由が認められるときは、所長は、申請を受け付けることができる。

(学術貢献費及び間接経費の取扱い)

第6条 委託者が納付する費用は、学術貢献費及び間接経費の総額とする。

- 2 学術貢献費は、1時間につき1万円(税別)により算定される額を下限とし、申込内容により所長が定める。
- 3 間接経費は、学術貢献費の10%に相当する額とする。
- 4 委託者は契約に定める期間内(以下「指定期間内」という。)に学術貢献費を納入しなければならない。
- 5 納入された学術貢献費は、取扱要領に準拠して取扱う。
- 6 学術貢献費の支出を伴う学術貢献の実施は、原則として本学が委託者からの入金を確認した後とする。
- 7 指定期間内に学術貢献費の納入がないときは、所長は学術貢献の決定を取り消すことができる。
- 8 納入した学術貢献費は原則として、返還しない。
- 9 前項にかかわらず、天災、その他やむを得ない事由によって学術貢献が実施できない場合には、両者協議の上、その全部又は一部を委託者に返還することができる。
- 10 前各項にかかわらず、競争的研究費等において定めがある場合には、その取扱いを適用する。

(学術貢献者の責務)

第7条 学術貢献者は、契約に定められた事項に基づき、誠実に学術貢献を実施しなければならない。

- 2 学術貢献者は、利益相反及び産学官・地域連携にかかわる、東京農業大学利益相反行為防止規程、東京農業大学利益相反ポリシー、産学官・地域連携ポリシーに従って、リスクマネジメントに努め、学術貢献の透明性を確保し、社会的説明責任を果たさなければならない。

(公表)

第8条 学術貢献者は、学術貢献に関する内容を公表する必要がある場合は、所長の承認を受けて公表することができる。

- 2 前項にかかわらず、秘密保持に関する契約を結ぶ場合は非公表とすることができる。
- 3 未公開となる知的財産に関する事項は除くものとする。

(学術貢献完了に関する報告)

第9条 学術貢献者は、当該学術貢献が完了したときは、所長に報告する。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、世田谷キャンパスは総合研究所事務部、厚木キャンパスは農学部事務部総務課、オホーツクキャンパスは生物産業学部事務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

様式1（第4条関係）

学 術 貢 献 申 込 書

年 月 日

東京農業大学学長 殿

< 申込者 >

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

東京農業大学学術貢献取扱規程を遵守の上、下記のとおり学術貢献を申込み
ます。

1. 題 目

2. 目的・内容

3. 希望する期間（原則一年以内）

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 回数・時間

全 回（1回あたり 時間）

5. 学術貢献者の希望（所属・職・氏名）

6. その他希望する事項

7. 担当者連絡先

住 所：

所属部署：

電話番号：

メールアドレス：

氏 名：

F A X：